

若年者等試行雇用事業の実施

平成24年9月

職業安定局派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室(久知良俊二室長)

1. 政策体系上の位置づけ

評価対象事業は以下の政策体系に位置付けられる。

【政策体系】

基本目標：意欲のあるすべての人が働くことができるよう、労働市場において労働者の職業の安定を図ること

施策大目標：労働者等の特性に応じた雇用の安定・促進を図ること

施策目標：高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること（施策目標Ⅳ—3—1）

2. 事業の内容

（1）実施主体

都道府県労働局・公共職業安定所

（2）概要

就職が困難な45歳未満の若年者等を一定期間（原則3ヶ月）試行的に雇用する事業主に対し、試行雇用奨励金（対象者一人につき月額4万円）を支給。

試行雇用（トライアル雇用）により、業務遂行に当たっての適性や能力などの見極めや、求職者及び求人者の相互理解を促進し、その後の正規雇用への移行を目指す。

（3）目標

事業主が、若年者等を一定期間試行雇用し、その適性や業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図る。

（4）予算

会計区分：労働保険特別会計雇用勘定

平成25年度予算概算要求額：6,550百万円

若年者等試行事業全体に係る予算の推移：

(単位：百万円)

21年度	22年度	23年度	24年度
7,752	3,679	4,593	5,974

※ 22年度予算については、平成21年度事業仕分けにおける「執行率に応じ、50%減額すべき」との指摘を踏まえた減額。平成23年度以降も事業ニーズを踏まえた予算額とした。

3. 事前評価実施時における状況・問題分析（平成20年度）

(1) 状況分析

現下の雇用失業情勢は全般的には改善が進んでいるものの、フリーター数が181万人（平成19年）と依然として多いなど、若者の雇用をめぐる問題が引き続き重要な課題となっている。

(2) 問題分析

人口減少等の経済社会情勢の変化が見込まれる中で、今後とも我が国の経済社会の安定等を図る観点から、若者の雇用をめぐる問題についても的確に対応した雇用対策を講ずる必要がある。

(3) 事業の必要性

平成20年4月23日に開催された経済財政諮問会議にて示された「新雇用戦略」においては、就職氷河期に正社員になれなかった若者（年長フリーター、30代後半の不安定就労者）について、早急に安定雇用を実現する必要があるとされたところであり、年長フリーターのみならず、就職氷河期に正社員になれなかった若者が30代半ばを迎える状況に鑑み、30代後半の不安定就労者に対する支援を重点的、集中的に行っていく必要がある。また、同戦略において、新たに「30代後半の不安定就労者もトライアル雇用制度の対象者として積極支援」とされているところであり、若年者試行雇用事業について対象者を拡大し、30代後半の不安定就労者も含めて、その早期就職の実現を図っていく必要がある。

4. 事前評価の概要（必要性、有効性、効率性）

(1) 必要性の評価

○ 行政関与の必要性の有無

若年者雇用問題は、若年者自身のキャリア形成はもとより、わが国社会・経済システムに重大な影響を与えるものであり、不安定就労の増大や生活基盤の欠如による所得格差の拡大、社会保障システムの脆弱化、さらには、社会不安の拡大、少子化の一層の進行等深刻な社会問題を引き起こしかねない重要な問題であり、本事業の内容については、市場に任せているだけでは十分ではなく、国が実施する必要がある。

○ 国で行う必要性の有無

若年者雇用問題の解決は、全国的な課題であるとともに、試行雇用の実施に際しても国が公

共職業安定所で行う職業紹介の一貫として、きめ細かな相談、援助などを行う必要がある。

○ 民営化や外部委託の可否

フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多く、景気の影響等により労働市場において十分な需給調整機能が期待されない場合もあることから、職業紹介の一環として国が主体となって実施する必要がある。

(2) 有効性の評価

フリーターや未就職卒業者等の若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試行雇用することにより、その適性や業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図る若年者等試行雇用事業を実施することは、フリーター等の正規雇用化を推進し、フリーター等の数の減少に有効な手段である。

(3) 効率性の評価

全国のアロワークにおいて、職業紹介の一環として、30代後半の不安定就労者も対象として若年者試行雇用事業を実施することは、これまで若年者試行雇用事業により、多くの者が正規雇用に移行できていることに鑑み、フリーター等の正規雇用化を図る上で効率的である。

5. 事後評価実施時における現状・問題分析

(1) 現状分析

若年者の雇用情勢については、失業率が、年齢計に比べて相対的に高い水準で推移するとともに、フリーターの数は、平成15年の217万人をピークに5年連続で減少したものの、平成21年から増加に転じ、平成23年は176万人と、前年差2万人増（被災地除く）となった。

(参考)

- ・フリーター数（平成23年） 176万人（対前年差2万人増・被災地を除く）
- ・失業率（平成23年）（被災地を除く）
 - 15～24歳 8.2%(対前年比0.9ポイント改善)
 - 25～34歳 5.7%(対前年比0.6ポイント改善)
 - 年齢計 4.5%(対前年比0.5ポイント改善)

資料出所：総務省「労働力調査（基本集計／詳細集計）」 厚生労働省「職業安定業務統計」

(2) 問題点

厳しい就職環境の中、若年者が安定した職に就けず、就業経験、技能、知識の不足等により正社員としての就職が困難な状況となってしまうことは問題である。

(3) 問題分析

将来を担う若年者の雇用の安定を促進するための取組を進める必要性は依然として高いと考えられる。

(4) 事業の必要性

本事業は、試行雇用（トライアル雇用）という形で就職困難な若年者等の雇用についての事業主のハードルを下げることによって、雇用機会を創出しつつ、当該試行雇用期間中に企業と若年者等が互いに理解を深め、正規雇用に当たっての十分な見極めを可能とすることにより、その雇用の安定的なものとしているものであり、職業経験等が不足しているフリーターをはじめとする若年者等の雇用の安定を促進するために必要な事業である。

(現状・問題分析に関連する指標)

		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	15～24歳の失業率 (%)	7.7	7.2	9.1	9.4 【9.1】	— 【8.2】
2	25～34歳の失業率 (%)	4.9	5.2	6.4	6.2 【6.3】	— 【5.7】
3	年齢計の失業率 (%)	3.9	4.0	5.1	5.1 【5.0】	— 【4.5】
4	フリーター数 (万人)	181	170	178	183 【174】	— 【176】

(調査名・資料出所、備考等)

総務省統計局「労働力調査（詳細集計）」

表中の【 】内は、岩手県、宮城県及び福島県を除く全国の結果。

6. 事後評価の内容（必要性、有効性、効率性等）

(1) 有効性の評価

①政策効果が発現する仕組み（投入→活動→結果→成果）

若年者等試行雇用事業の実施

- 対象求職者の試行雇用の実施や対象事業主に対する試行雇用奨励金の支給
- フリーター等の正規雇用者数の増加
- 若年者雇用環境の改善

②有効性の評価

平成21年のフリーター数については、6年ぶりに増加し、若年者の就職環境は厳しい状況となっている。こうした状況を踏まえ、フリーター等が安定した職業に就くことができるよう支援を行うことは一層重要となっている。平成23年度は、80,415人が試行雇用（トライアル雇用）を開始し、トライアル雇用を終了した63,577人のうち51,329人が正規雇用に移行（正規雇用移行率80.7%）した。

これは、若年者等は職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多いことから、事業主がこれらの者を一定期間試用雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極めること等を通じて、試用雇用後の正規雇用への移行を図る若年者等試用雇用事業を実施することは、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効に機能していると評価できる。

③事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(2) 効率性の評価

①効率性の評価

若年者等試用（トライアル）雇用事業については、トライアル雇用期間中に企業と若年者相互の理解を深め、正規雇用への移行を図ることができること、正規雇用に当たって十分な見極めができること、また、正規雇用移行率がほぼ80%であることから、職業経験、技能、知識等の不足から就職が困難となっている若年失業者等の正規雇用の促進に有効な手段と考える。

また、1人当たり月額4万円（支給期間は3か月を限度）と低いコストにもかかわらず、8割近くが正規雇用への移行を達成できたことから、効率的な手段であると考えられる。

②事後評価において特に留意が必要な事項

特になし

(3) その他（公平性、優先性等評価すべき視点があれば記載）

特になし

(4) 評価の総括（必要性の評価）

若年者等試用雇用事業は、職業経験、技能、知識等が不足しており就職が困難な場合が多い若年者に対して、事業主が一定期間試用雇用することにより、その適性或業務遂行可能性を見極めることができ、また、試用雇用後は約8割の者が正規雇用へ移行していることから、若年者の雇用の安定に向けた手段として有効かつ効率的に機能していると評価できる。

今後は「若者雇用戦略」（「7.事後評価の政策への反映の方向性」参照）を踏まえ、当該事業を実施していく予定である。

7. 事後評価結果の政策への反映の方向性

平成25年度予算概算要求においては、平成24年6月に雇用戦略対話において合意された「若者雇用戦略」（※）で「トライアル雇用の充実を図る」とされていることや、評価結果を踏まえ、所要の予算を要求する。

※ 関係記載

若者のキャリア・アップを促進するには、職場での実習等を通じて、若者が実践的な能力を身につけられるようにすることや、企業が若者の適性或能力を見極められるようにすることが効果的である。このため、求職者支援訓練について、学卒未就職者訓練の実施や企業実習の設定促進等、若者向け訓練内容を充実するとともに、雇用型訓練や日本版デュアルシステム等の実習を活用した訓練の推進、トライアル雇用の充実を図る。

8. 評価指標等

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	正規雇用移行率（％）	80.2	79.4	78.9	79.2	80.7
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 （指標の設定理由）：本事業は、フリーターや学卒未就職者等の若年者等を一定期間試行雇用し、その適性或業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図るものであるため、「正規雇用移行率」をアウトカム指標に設定。 （資料出所）：職業安定局調べによる。						
アウトプット指標		19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
1	トライアル雇用開始者数(万人)	4.2	4.1	5.3	7.0	8.0
達成率		—	—	—	—	—
【調査名・資料出所、備考等】 （指標の設定理由）：本事業は、フリーターや学卒未就職者等の若年者等を一定期間試行雇用し、その適性或業務遂行可能性を見極めることを通じて、試行雇用後の正規雇用への移行を図るものであるため、「トライアル雇用開始者数」をアウトプット指標に設定。 （資料出所）：職業安定局調べによる。						

9. 特記事項

(1) 国会による決議等（総理答弁及び附帯決議等含む）の該当

① 有・無

② 具体的記載

(2) 各種計画等政府決定等の該当

① 有・無

② 具体的記載

(3) 審議会の指摘

① 有・無

② 具体的内容

(4) 研究会の有無

① 有・無

② 研究会において具体的に指摘された主な内容

(5) 総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の該当

① 有・無

② 具体的状況

(6) 会計検査院による指摘

① 有・無

② 具体的内容

(7) その他

特になし